



平成30年1月19日、福島地方裁判所郡山支部で、ふるさとを返せ!津島原発訴訟第11回口頭弁論期日が行われました。また、弁護団と原告団による第11回裁判集会が行われました。本号は、6頁にわたる増刊号となっております。

## 第11回口頭弁論期日のご報告

### 弁護士 戸川 瑛



弁護士の戸川瑛（とがわあきら）と申します。今回は、第32準備書面の弁論要旨陳述を担当しました。せっかくなので、ここでは、その内容のうち2点を簡単にご紹介してみたいと思います。

まず1点目。東京電力は、「長期評価は信頼性にかけるから、それに基づいて計算して今回のような津波を予見することはできない」と主張していました。それに対し、われわれは、「長期評価は、国が、法律にもとづいて組織を整備し、多数の専門家を呼び、何回も議論して公式見解として発表したもの。信頼性がある」と反論しました。

次に2点目。東京電力は、「事故前は、堤防をたてるなど敷地への浸水そのものを防ぐ対策、浸水させない対策が主であった。よって、浸水しても大丈夫なように重要機器を水密化するなどの対策、浸水を前提にした対策は「発想」できなかった」とも主張していました。これに対し、われわれは、「いや、事故前であっても、浸水にそなえて、発電所のポンプの高さを上げたり発電機室の扉を水密化したりしているよね。事故前でも、浸水を前提に対策してるじゃん」と反論しました。



期日では、わたしのほか、原告の古山さん・南雲さん、弁護士の大木先生・嶋田先生・大塚先生・山田先生も説得的な弁論を展開されました。期日の最後には、国側の、不要ではないか、被災者いじめではないかと思われる求釈明（原告側にさらなる詳細な主張立証を求めること。今回は、「原告ごとの初期被ばく線量の数値等を明らかにするよう、国が原告に求めた）に対し、白井先生が、

「事故直後に津島が高濃度の放射性物質で汚染されているという事実を、国と東電は隠していた。それであるのに、被ばく線量を原告側で明らかにせよ、というなら、盗人猛々しい!」と断じる場面がありました。

「自分で隠蔽しておきながら、被害者側に明らかにしろって・・・?それっておかしくない?」と言われた国側が、求釈明をどうするのか。取り下げるのか、維持するのか。今後、要注目です。

## 震災・原発事故から7年、提訴から2年半！

私たちは、今どこにいてどこに向かおうとしているのか？

### 弁護士 原 和良



2018年1月19日、福島地裁郡山支部で、第11回目の口頭弁論期日（裁判）が開かれました。当日、法廷に入れなかった原告団のみなさんに、表記のテーマでお話をしましたので、その概要をご報告します。

#### 1 震災・原発事故から7年

2011年3月11日の東日本大震災、それに続く福島第一原発事故から早や7年が経過しようとしています。失われたふるさとの原状回復・復興、被害者の救済、放射能による健康被害への対策、どれをとっても何も解決していない、というのが現状です。福島は完全にアンダーコントロールにあるという首相の言葉は、世界を欺くものであり、全国の原子力発電所の再稼働、原発輸出は、許されるものではありません。

#### 2 津島原発被害者訴訟の経過

津島原発の被害者訴訟は、2015年3月の「原発事故の完全賠償を求める津島住民の会」結成、同年5月の弁護団結成、を経て同年9月29日の第1次提訴に至り、現在まで2017年5月12日の第6次提訴までに原告数223世帯669名（1月16日現在）の大規模集団訴訟になりました。この間、今日までに、11回の裁判（口頭弁論期日）が開かれ、毎回心に迫る原告代表の意見陳述が行われてきました。原告の意見陳述はどれも、胸を打つ内容で、中には裁判官が涙を流しながら聞いているという場面もありました。



#### 3 誰を相手に何をこの裁判で要求しているか？

この裁判では、東電（東京電力ホールディングス）と国を被告として、以下のような請求を裁判所に求めています。

##### (1) ふるさと津島を返せ

⇒放射能濃度低減請求（除染してきれいにせよ）。

##### (2) 避難生活に対する精神的慰謝料

⇒一人月額35万円（に足りない部分）を支払え。

##### (3) 原発事故直後（2011年3月12日～15日）の被ばくに対する慰謝料

⇒一人300万円を支払え。

##### (4) (予備的請求)

もしも、1の除染請求が認められなかった場合のふるさと喪失慰謝料

⇒3000万円を支払え。

私たちは、除染によるふるさとの原状回復を第一義的に求めているのであり、これは、(1)の要求がどうしても実現できない場合の予備的な要求であり、お金目的の裁判ではありません。

#### 3 民事裁判の進み方

##### 1 判決はいつ頃？

原告のみなさんは、いつ頃判決がでるのか、いつ頃決着がつくのかに当然強い関心を持たれています。裁判の進行を正確に予想することは不可能ですが、今私たちの裁判がどこまで進んでいるのか、ということから大まかな予測をすることは可能です。



この裁判では、11期日にわたる口頭弁論により、原告側・被告側から大まかな主張・証拠が出そろいつつあるところです。裁判所も、今後証拠調べという手続きにいつ頃から入り、それにどのくらいの期間・時間を取るのかに関心を持ち、原告側に立証計画の考え方を示すように求めています。

証拠調べとは、学者などの専門家に専門的知見を聞く証人尋問と原告本人の話を法廷で聞く本人尋問が主な内容となってきます。

私たちは、裁判所に対し、尋問前に、ぜひ津島の現地の現状を見てほしいと検証の申立をしています。

検証申立（津島の現地を見てもらう）



提訴	口頭弁論 訴状⇔答弁書 準備書面 証拠提出	証拠調べ 第三者⇒証人尋問 *学者など 当事者⇒原告本人尋問	最終準備書面⇒結審 ⇒判決言渡し
----	--------------------------------	---	---------------------

裁判の進行との関係でいうと、丁度折り返し地点に来たというところで、検証から証拠調べという裁判の一番の山場を迎えていることとなります。

本当は、223世帯669名全員の本人尋問を行えばよいのですが、それを行うと莫大な時間と期間を費やすことになり、かえって早期の権利救済の障害になってしまいます。現在、弁護団では、尋問を行う代表選手を絞り、かつ代表選手の中でも全面的な詳しい証言をしてもらう人と短時間でその原告特有の被害を証言してもらう人を選定し、効率的な訴訟運営を検討しているところです。

いずれにしても、証言を行わない世帯も含め全世帯について、陳述書（裁判所への手紙のようなもの）を提出する予定で、担当弁護士がみなさんの聴き取りを行う予定ですので、ご協力をお願いします。

## 2 ADR（原子力賠償紛争審査会）

弁護団、求める会は、財物（財産）の賠償については、別に原子力賠償紛争審査会に対し、（1）不動産の財物賠償と（2）動産（特にお墓）の財物賠償を求める手続きを行っています。

## 4 展望はあるのか？

さて、この裁判に勝利の展望はあるのでしょうか。

### 1 他の集団裁判の動向

私たちの裁判に先行する集団裁判の判決がこの間出ています。

2017年3月の前橋地方裁判所判決では、国の過失責任（東電に対し適正に規制権限を行使しなかった）を認めましたが、賠償額は低額にとどまりました（双方、東京高等裁

判所に控訴)。

2017年9月の千葉地方裁判所判決は、国の責任を否定しましたが、賠償認定額は、前橋判決よりも高いものでしたが、まだまだ水準は低いものです(東京高等裁判所に控訴)。

2017年10月の福島地方裁判所判決(生業訴訟)は、国の責任を認めましたが、賠償額は低額でした。また、除染請求については、方法等が特定できていないとして却下されました(仙台高等裁判所に控訴)。

## 2 これからの判決予定

これから以下のような判決が控えており、その結果は私たちの裁判にも大きな影響を与えるものとして注目しています。

2018年2月7日 「小高に生きる」訴訟判決(東京地裁)

3月15日 京都地裁判決

3月16日 首都圏訴訟判決(東京地裁)

3月22日 いわき避難者訴訟判決(いわき支部)

## 3 克服すべき課題

全国の集団裁判の判決及び津島訴訟の課題は以下のような点にあります。

(1) 一つは、損害賠償額の抜本的な増額を勝ち取ることです。人類が経験したことの無い被害に対して司法がどのような評価をするのか、が問われています。従来の裁判例の延長線上で考えない、被害実態にふさわしい賠償額を裁判所に認定させるということが課題です。

そのキーワードが「ふるさと喪失慰謝料」と言われるもので、「包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害(淡路剛久教授など)をどう評価するか、私たち法曹(裁判官も含めて)の乗り越えるべきです。

この点、アメリカではカリフォルニア州で「トモダチ作戦訴訟」が提起されています。

その賠償額の水準は、私たち日本の賠償請求と桁が2桁違います。しかも、アメリカでは懲罰的損害賠償という制度があって、過ちを犯した企業が二度とそのような過ちを犯さないよう懲罰的な意味をもった追加賠償金を裁判所が命じることができるようになっています。

まさに、原発事故は、このような懲罰的賠償が課されるにふさわしい犯罪行為です。私たちは、日本の司法や賠償制度を考えるうえで、アメリカでの裁判にも関心を持っていきたいと考えています。

\*①2012年12月 カリフォルニアで9名が提訴

賠償請求 一人10億円

+懲罰的賠償請求 一人30億円

+100億円の医療費基金設立

②2014年2月 79名で再提訴(クラスアクション)

1000億円の賠償請求

被告は、東電と製造物責任(GE, 東芝, 日立)

### (2) 被ばく慰謝料

津島の裁判のもう一つの目標は、2011年3月12日~15日の間、津島地域が高濃度の放射能汚染地域になっていたことを国は知っていたにも関わらず、住民には全く情報を知らせずその結果、子どもたちを含む住民が本来避けられた放射能被ばくをしたことに



対し、健康不安・将来不安を抱えることになったことに対する慰謝料をしっかりと認めさせ、その責任を取らせることです。

慰謝料請求を認めさせることにより、健康不安や健康被害に対する医療支援体制の確立要求へつなげていく必要があります。

### (3) 津島の裁判の最大の特徴～除染請求を認めさせる

三番目の課題は、除染請求を認めさせるということです。

法律的には、国・東電に放射能低減措置をとるように命じてもらうには従来の法律論では壁があります。

①ある行為をするな(やめろ)という不作為ではなく、ある行為をせよと命じる作為義務を認めさせるには、裁判所は、今まで作為義務の特定(何をどうやってやらせるのか、その結果をどうやって確認するか)を要求します。その理論構築に今知恵を絞っています。



②除染技術が開発されていないので不可能(法は不可能を強制することはできない)という壁もあります。しかし、そもそも事故が起きたときの対応や除染技術も開発研究せずに危険な原発を稼働してきたのが、国であり電力会社です。回復可能な自然破壊は、回復義務を負うが、回復困難な取り返しのつかない自然破壊は誰も責任を負わなくてよいのか、ということが厳しく問われます。この点も今後の証拠調べの中で責任を明らかにしていく予定です。

### (4) 裁判官に勇気をもって飛躍してもらう

2014年5月21日の福井地裁の大飯原発3,4号機運転差止請求事件判決(樋口英明裁判長)は次のように述べています。

「日本列島は太平洋プレート、オホーツクプレート、ユーラシアプレート及びフィリピンプレートの4つのプレートの境目に位置しており、全世界の地震の1割が狭い我が国の国土で発生する。この地震大国日本において、基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない上、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るというのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設のあり方は原子力発電所が有する前記の本質的な危険性についてあまりにも楽観的といわざるを得ない。…

被告は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等を並べて論じるような議論に加わったり、その議論の可否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。」

とても格調の高い判決文だと私は思います。裁判官も私たちと同じ人間です。自分の地位や身分を守りたいという気持ちもある一方、法の番人として良心に従い、虐げられた被害者の権利を救済し、社会に本当に役に立つ仕事をしたいという気持ちを持っています。その勇気を引き出すのが原告のみなさんの役割です。

### 3 他の裁判と連帯してたたかう

私たちの裁判の勝利は、他の仲間たち、被害者の勝利と一体のものです。したがって、互いに連帯しあってこの原発被害者訴訟を戦い抜くことが大事だと思います。

#### 4 裁判所の中でのたたかいにしない、弁護士任せにしない

裁判は、ふるさとを取り戻すという目的のための一手段に過ぎません。利益優先、被害者軽視という国や電力会社の政策、姿勢そのものを変えるたたかいを裁判所内外で広げることが必要です。そのためには、国民・市民の支持・共感があつてこそ勝利することができるのであつて、その努力を怠ってはいけません。

ドイツは3.11の福島原発事故以降、脱原発政策に政策転換をしました。やる気になればできるのです。本来、国は国民の生命・身体、生活の安全を守るためにあるのです。その責任を放棄している国の責任は重大です。

みなさんは、抵抗権という言葉を書いたことがあるでしょうか。アメリカの独立宣言にはこう書かれています。

「…われわれは、次のような真理をごく当たり前のことだと考えている。つまり、すべての人間は神によって平等に造られ、一定の譲り渡すことのできない権利をあたえられており、その権利のなかには生命、自由、幸福の追求が含まれている。またこれらの権利を確保するために、人びとの間に政府を作り、その政府には被治者の合意の下で正当な権力が授けられる。そして、いかなる政府といえどもその目的を踏みにじるときには、政府を改廃して新たな政府を設立し、人民の安全と幸福を実現するのにもっともふさわしい原理にもとづいて政府の依つて立つ基盤を作り直し、またもっともふさわしい形に権力のありかを作り変えるのは、人民の権利である。」

もっとも、じっさいには、分別を働かしさえすれば、長年続いてきた政府をたいした理由でもなかつたり、あるいは一時的な理由から改廃すべきでないというのは、容易にわかることである。したがって、これまでの歴史は、人類には慣れ親しんできた政府を廃止して政府自体を作り直すことよりも、その弊害が耐えられるのであればそれを苦しんでも耐える傾向にあつたことを示している。

しかしながら、権力の乱用や略奪が長く続き、人民を絶対的な専制の下に落としめようとする企てが絶えまなくみられる場合には、人民は権利ばかりでなく義務としても、そのような政府を転覆し将来の安全を確保するために新しい警護者を見つけなければならない。アメリカの植民地は、まさにそうした事態を耐え忍んできたのであり、いまや植民地が従来の政府機構を改変しなければならなくなっているのも、以上述べてきた理由によるものである。」下略(五十嵐敬士訳) <大下尚一他編『史料が語るアメリカ』1989 有斐閣 p.35 ~>より)

被害者をこれ以上苦しめ続けるのであれば、私たちは、それに抵抗し、必要があれば政策の転換を迫り、それでも動かないのであれば、政府そのものを作り変える権利を持っています。

みなさんのたたかいは、大義のあるたたかいでありそこにこそ勝利の展望があります。弁護団は、みなさんと一緒にこの大義あるたたかいをたたかい抜く決意です。



#### 【津島原発訴訟弁護団 連絡先】

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10 階

電話：03-6273-0079 メール：tusima@iaa.itkeeper.ne.jp 事務局 池田 佳子